

令和3年8月4日

市内認可保育所(園)、認定こども園、地域型保育事業所
私立幼稚園 ご利用の保護者の皆様へ

豊見城市長 山川 仁
(公印省略)

新型コロナウイルス感染拡大防止のための 登園自粛について（要請）

平素より本市、教育保育事業及び新型コロナウイルス感染症予防対策にご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、県内の新型コロナウイルス感染症の流行状況は急速に悪化しており収束が見通せない状況であり、沖縄県緊急共同メッセージ及び本市内の就学前教育保育施設の感染状況等を勘案し、本市としても、集中して行動を抑制し保育施設等における感染拡大のリスク回避を行う必要がございます。

利用者数を縮小することで、集団感染のリスクを少しでも低下させる必要があり、保護者の皆様には、大変ご不便をおかけしますが、仕事を休むことが困難な保護者を除き、下記の期間、登園自粛のご協力をお願いいたします。

【登園自粛要請期間】令和3年8月2日（月）～8月15日（日）

(沖縄県緊急共同メッセージ期間) ※流行の状況をみて期間を延長する場合があります。

登園自粛要請期間の特例措置として、保育料や給食費等については、別紙の豊見城市方針「新型コロナウイルス感染拡大防止を図る特例措置について」に基づく取り扱いにより、保護者の皆様の負担軽減と施設の継続的運営の確保を図ります。

【問い合わせ先】

豊見城市 福祉健康部
保育こども園課
電話：850-5088

新型コロナウイルス感染拡大防止を図る特例措置について

1.登園自粛要請について

令和3年8月1日付け、沖縄県緊急共同メッセージが発表されました。

発表を受けて、令和3年8月2日付け、本市においてもメッセージを発表しております。

そんな中、本市内の就学前教育保育施設等において、新型コロナウイルス感染者の報告が増えており、集中して行動を抑制し保育施設等における感染拡大のリスク回避を行うため、家庭保育をご協力いただける保護者の皆様に対し、登園自粛要請を行うこととしました。

また、今回の登園自粛要請については、これまで保護者の皆様にご負担いただいている保育料や給食費についても、特例措置として利用日数に応じた減免を行うこととします。

2.登園自粛要請期間（沖縄県緊急共同メッセージ期間）について

8月2日(月)～8月15日(日) ※流行の状況をみて期間を延長する場合があります。

3.登園自粛期間における給食費、保育料の特例措置について

(1)1・2号認定こども（3～5歳クラス）の給食費について

対象施設：市立（保育所・認定こども園）、私立（保育園・認定こども園）、
公私連携型認定こども園

特例措置：上記の登園自粛要請期間において、各施設が徴収する給食費を概ね利用日数に応じた日割料金とします。（日割料金については、各施設にお問い合わせ下さい。）

(2)3号認定こども（0～2歳クラス）の保育料について

対象施設：市立保育所、私立（保育園・認定こども園・小規模保育・事業所内保育）

特例措置：上記の登園自粛要請期間において、市が決定する保育料を利用日数に応じた日割料金とします。正規保育料と利用日数に応じた日割料金の差額（過払い分）については、後月負担分の保育料に充当します。（日割料金については、児童の利用実績を各施設から報告してもらい、後日、各保護者へお知らせしますが、対象者多数となることが予想されますので処理に数か月程度の猶予をいただきます。）